

○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会応援出動に関する要

領

〔平成27年9月1日〕
〔茨指運協第41号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会消防通信等に関する規程(平成27年協議会規程第2号。以下「通信等規程」という。)第35条及び第39条の規定に基づき、各種の応援協定等及び欠隊時の隣接応援協定に基づく出動について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、通信等規程において使用する用語の例による。

(各種の応援協定等に基づく応援出動)

第3条 消防長は、通信等規程第35条第1項に規定する自消防本部の車両の他消防本部管轄への出動(以下「協定応援出動」という。)をしようとするときは、協定応援出動を受ける消防本部(以下「協定応援受援消防本部」という。)の消防長と協議し、出動車両を決定しなければならない。

2 通信等規程第35条第1項の規定による要請は、協定応援出動をする消防本部(以下「協定応援出動消防本部」という。)の消防長が行うものとする。

(協定応援出動の出動指令等)

第4条 通信等規程第35条第3項の規定にかかわらず、協定応援受援消防本部が茨城県外で、かつ、隣接市町村消防相互応援協定の範囲外となる協定応援出動の場合は、出動指令は行わない。

2 協定応援出動を構成団体(つくば市消防本部を除く。以下同じ。)間にて行う場合は、協定応援出動消防本部及び協定応援受援消防本部の双方にて出動指令の音声及び出動指令書の確認を行うことができる。

3 隣接市町村消防相互応援協定に基づき、かつ、指令センターの指令台に登録されている住宅地図の範囲外が災害現場となる協定応援出動に係る出動指令書の地図表記は、協定応援出動消防本部の消防長があらかじめ指定した位置とする。

(欠隊時応援出動の区分等)

第5条 通信等規程第35条第2項に規定する欠隊が生じたときに係る隣接応援協定による出動(以下「欠隊時応援出動」という。)は、次の各号に掲げるとおり区分する。

(1) 応援なし 欠隊時応援出動を受ける消防本部(以下「欠隊時応援受援消防本部」という。)が欠隊時応援出動をする消防本部(以下「欠隊時応援出動消防本部」という。)と協議し、出動車両を選定する方法をいう。

(2) 手動応援 欠隊時応援出動消防本部及び欠隊時応援受援消防本部間の協議を指令センターが仲介し、出動車両を選定する方法をいう。

(3) 自動応援 欠隊が発生した時点で、欠隊時応援出動消防本部に対し指令センターが自動で出動指令をする方法をいう。

- 2 欠隊時応援受援消防本部の消防長は、欠隊時応援出動に対する対応方法について、あらかじめ欠隊時応援出動消防本部の消防長と協議の上その区分を選択し、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会欠隊時応援対応区分報告書（様式第1号）によりセンター長に報告しなければならない。
- 3 欠隊時応援受援消防本部の消防長は、手動応援及び自動応援の区分を選択した場合は、その欠隊時応援出動消防本部及び受援区域を茨城消防救急無線・指令センター運営協議会欠隊時応援受援区域等報告書（様式第2号）によりセンター長に報告しなければならない。
- 4 通信等規程第35条第2項の規定による要請は、欠隊時応援出動消防本部の消防長が行うものとする。
（欠隊時応援出動の要件）

第6条 欠隊時応援出動をする場合は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 欠隊時応援出動消防本部及び欠隊時応援受援消防本部の双方が、構成団体であること。
- (2) 出動車両は、車載無線機及び車両運用端末装置が整備されていること。
- (3) 出動車両は、欠隊時応援出動消防本部及び欠隊時応援受援消防本部間にて事前協議し、決定した車種とすること。

（欠隊時の応援出動に関する対応）

第7条 通信指令員は、予告指令時に欠隊を確認したときは、別に定める欠隊時の対応手順に従い対応するものとする。

- 2 救急車及びポンプ車（水槽付きを含む。）以外の車両が欠隊しているときは、応援なしの区分にて対応するものとする。
- 3 一部欠隊（出動指令の際、出動計画に定めた車両の一部が不足している状態をいう。）のときは、応援なしの区分にて対応するものとする。

（残留車両の設定）

第8条 消防長は、自消防本部の車両を確保するため、情報共有端末装置から最低残留台数を設定し、欠隊時の応援出動をする車両について制限をすることができる。

- 2 受援消防本部が自動応援の区分を選択している場合において、応援消防本部の車両が最低残留台数以下となったときは、応援なしの区分として対応するものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、応援協定等に基づく応援出動及び欠隊時の応援出動について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

いばらき消防指令センター長 様

消防本部消防長

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会欠隊時応援対応区分報告書

欠隊時応援出動の区分を次のとおり決定したので、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会応援出動に関する要領第5条第2項の規定により次のとおり報告します。

欠隊時応援出動消防本部名	決定区分
	<input type="checkbox"/> パターン1 <input type="checkbox"/> パターン2 <input type="checkbox"/> パターン3
	<input type="checkbox"/> パターン1 <input type="checkbox"/> パターン2 <input type="checkbox"/> パターン3
	<input type="checkbox"/> パターン1 <input type="checkbox"/> パターン2 <input type="checkbox"/> パターン3
	<input type="checkbox"/> パターン1 <input type="checkbox"/> パターン2 <input type="checkbox"/> パターン3
	<input type="checkbox"/> パターン1 <input type="checkbox"/> パターン2 <input type="checkbox"/> パターン3

- ※1 応援なし（パターン1） 欠隊時応援受援消防本部が欠隊時応援出動消防本部と協議し、出動車両を選定する方法
- 2 手動応援（パターン2） 欠隊時応援出動消防本部及び欠隊時応援受援消防本部間の協議を指令センターが仲介し、出動車両を選定する方法
- 3 自動応援（パターン3） 欠隊が発生した時点で、欠隊時応援出動消防本部に対し指令センターが自動で出動指令をする方法

